

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果を同条第9項の規定により、下記のとおり公表する。

令和7年3月27日

韮崎市監査委員 中嶋 尚夫

韮崎市監査委員 田原 一孝

1 監査実施年月日

令和7年3月26日

2 監査対象

韮崎市土地開発公社、韮崎市地区長連合会、韮崎市消防団、韮崎市女性消防協力隊、韮崎市女性団体連絡協議会、韮崎市国際交流実行委員会、韮崎市民生委員児童委員協議会、韮崎市心身障害児（者）父母の会、韮崎市鳥獣害防止連絡協議会、韮崎市地域農業再生協議会、韮崎産ワインプロモーション実行委員会、武田の里まつり実行委員会、韮崎駅観光案内所運営協議会、韮崎市スポーツ協会、韮崎市スポーツコミッション、韮崎市スポーツ少年団本部、武田の里ウォーク実行委員会

3 監査対象期間

令和6年度（令和7年3月現在）

4 監査の結果

財政援助団体等の事務はいずれも適正かつ効率的に執行されていた。

また、所管課等の事務はいずれも適正に執行され、財政援助団体等への指導も適切に行われていた。

5 指摘事項

なし